

# 令和6年度 大隅中学校 部活動規定

部活動顧問会

## 1 部活動の目的

- (1) 生徒の自主的・自発的活動のもと、礼節、責任感、忍耐力、向上心などの社会性を養う。
- (2) 心身を鍛え、情操を高めるとともに、学年相互および部員相互の望ましい人間関係を築く。
- (3) 専門的な技能・教養を身に付けることにより、個性の伸長を図り、充実した学校生活を送る。
- (4) スポーツ活動や文化活動を行い、生徒が生涯にわたって豊かな生活を実現する資質・能力を育む。

## 2 部活動の位置づけ

- (1) 教育活動の一環である。
- (2) スポーツや芸術等に興味・関心をもつ同好の生徒で組織する活動である。
- (3) スポーツや芸術の楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動である。

## 3 入退部について

- (1) 入部または退部希望者は、所定の様式により保護者から担任を通して部の顧問に申し出た後、学校長の許可を得る。
- (2) 1年生については、家庭訪問終了時までを部活動見学期間とする。ただし、入部の意思が固まった時点で、入部届けを提出することができる。
- (3) 入部届提出後は練習参加、大会参加を認める。
- (4) 2・3年生においては、所属確認のため入部確認書を提出する。部活動規定・入部届けは年度初めの顧問会以降に配布する。
- (5) 退部・転部については、生徒の実態を教育的に配慮し、保護者の申し出により学級担任と部活動顧問で判断を行い、学校長の許可を得るものとする。

## 4 休日・休業日の活動について

- (1) 休養日は、週2日以上休養日を確保する。水曜日は活動停止日し、土日のうち一日は休みとする。土日の両日活動をした場合には翌月曜日を休みとする。
- (2) 大会参加数については、学校週5日制の目的や教育活動内の活動という意義を踏まえ、12回（＋中体連主催の大会）以内とする。
- (3) 大会出場・合宿などを行うときは、顧問、もしくは副顧問が学校長へ届け出て、承認を得る。
- (4) 長期休業中も、平日一日と土日のうち一日は休みとする。ただし平日の休みについては水曜日以外の曜日でも構わないこととする。
- (5) 夏休みは連続9日以上休みを設ける。ただし、大会等の関係でできないときは5日連続を2回は設けること。冬休みは連続5日以上休みを設ける。春休みは連続3日以上休みを設ける。
- (6) 入学式・卒業式の日には部活動中止とする。

## 5 部活動の中止・停止について

- (1) 原則として中間テストは3日前、期末・学年末テストは1週間前から活動を停止する。但し、大会前（原則、県大会及び県以上に通じる大会、優勝旗を持っている大会に限る）で職員会議での了承を得た場合、顧問の責任において1時間程度の活動及び大会参加を認める。
- (2) 問題行動等の事案が発生した場合、本人又は在籍部に対して、活動停止等の措置をとる場合がある。対応については、生徒個々の諸事情を十分に考慮したうえで顧問会で審議し、保護者会の共通理解のもと、学校長が総合的に判断する。
- (3) その他、次の条件により活動中止あるいは停止となる場合がある。
  - ① 感染症の予防・拡大を防ぐとき
  - ② 風雨や降雪などの悪天候による状況のとき
  - ③ その他、学校長が活動を停止（中止）の必要を認めたとき

## 6 朝練習について

- (1) 朝練習が可能な期間を地区総体、県総体及び新人戦（コンクール等も含む）の1週間前からとする。
- (2) 朝練習を行う場合は必ず顧問会です承を得ることとする。
- (2) 顧問がつくことを原則とし、活動時間は7：20からとする。
- (3) 朝食は自宅で摂ってくるものとし、朝食・補食等の持ち込みは禁止とする。
- (4) 朝練習を行う場合は制服で登校後、まず教室にカバン等の荷物を置いてから活動を始め、8：05までには教室に入るようにする。

## 7 部活動終了時刻について

月	下校時刻
4	18：15
5～7	18：30
9～10（体育大会終了まで）	18：15
10（体育大会終了後）～2	17：45
3	18：00

※下校時刻には正門を出ている、またはバスに乗り込んでいるものとする。

## 8 開設部及び顧問名

	部活動名	顧問名		部活動名	顧問名
1	野球部（男・女）		6	剣道部（男・女）	
2	サッカー部（男・女）		7	弓道部（男・女）	
3	ソフトテニス部（女子）		8	吹奏楽部（男・女）	
4	バレーボール部（女子）		9	バスケットボール部（男子）	
5	卓球部（男・女）				

## 9 外部指導者の委嘱について

### (1) 外部指導者の委嘱について

部活動は、学校において計画する教育活動であり、顧問は生徒や外部指導者の意見を十分に組み入れながら運営に携わり、外部指導者は本校の教育目標に即して実技指導面や人間性の育成において顧問を支える。学校は、外部指導者の必要性等を十分に検討し、依頼及び受け入れに際しては職員・部員・保護者（後援会）の共通理解を図る。

### (2) 外部指導者の条件

- ① 本校の教育目標に即し、学校との連携ができる人
- ② 教育的配慮のもと、生徒の発育や発達段階に応じた指導ができる人
- ③ 社会的信用のある人
- ④ 専門的な技能指導ができる人
- ⑤ 体力や技能など、個に応じた指導ができる人

### (3) 外部指導者との確認事項

- ① 顧問が依頼し、学校長が承認する。承認された後、委嘱状を交付する。
- ② 本校の教育目標や部活動の基本方針を確認し、指導内容について顧問と連携を図る。
- ③ 校則や部活動規定、練習内容等についての確認をする。
- ④ 任期は原則として1年とする。ただし、再任を妨げない。

## 10 引退後の3年生の活動について

- (1) 卒業までは引き続き部に在籍していることを自覚し、自分の生活リズムづくり、勉学に励む。
- (2) 校内推薦委員会終了後に、高等学校の推薦入試で実技試験のある生徒に限り、保護者・担任・顧問との話し合いをもち、学校長が許可をした場合のみ、部活動への参加を認める。参加期間は入試日前日までとする。
- (3) 公立高校入試以降は、顧問の許可がある場合、練習に参加してもよい。

## 11 開設する部活動について

- (1) 開設する部活動は次の9の部とする。  
軟式野球・サッカー・女子ソフトテニス・女子バレー・卓球・男子バスケット・弓道・剣道・吹奏楽
- (2) 開設予定の部の決め方について
  - 原則として、新たに部を開設しない。
  - 原則は上記であるが廃部があった際に限り、今後生徒数が減少することを考え以下のこと等を検討し、新しい部活動を開設することも考慮する。
    - ・顧問、指導者が継続的に確保できる部活動か。
    - ・単独チームで継続的に活動できる部活動か。
    - ・開設を望む有志が活動を継続していくための場所・道具等の確保ができるか。

## 12 募集停止や廃部について

- (1) 部員募集時（入部届提出期限）に1年生から3年生までの人数が規定人数に達しない状況が2年続いた場合は、その部の1年生の募集を停止する。（ただし、次年度に解消されることが明確な場合は考慮する）
- (2) 募集停止となった部に関して、2・3年生で他校との合同チームとして練習を継続する意志が生徒にあり、かつ練習を継続させる意志が保護者にあれば部としての活動や中体連大会等への参加を学校として認めていく。2・3年生が卒業した時点でその部は廃部とする。練習を継続する意志がなければその時点で廃部となる。
- (3) 3年生が部活動を卒業した時点で、1・2年生だけでは規定の人数に足りなくて試合等に出場することができないとき、他校との合同チームとして練習を継続する意志が生徒にあり、かつ練習を継続させる意志が保護者にあれば部としての活動や中体連大会等への参加を学校として認めていく。練習を継続する意志がなければその時点で廃部とする。
- (4) この規定人数は毎年5月1日を基準とする。

	部活動名	規定人数		部活動名	規定人数
1	野球部（男・女）	9	6	剣道部（男・女）	男女いずれか5
2	サッカー部（男・女）	11	7	弓道部（男・女）	男女いずれか3
3	ソフトテニス部（女子）	6	8	吹奏楽部（男・女）	7
4	バレーボール部（女子）	6	9	バスケットボール部（男子）	5
5	卓球部（男・女）	男女いずれか6			

### (5) 廃部や募集停止に関する例

- ① 令和6年5月1日に規定人数に達しない。 …合同チームや個人戦で大会参加可能
- ② 令和7年5月1日に規定人数に達しない。 …合同チームや個人戦で大会参加可能  
(この年度の1年生の入部は認め、次年度の新1年生は募集停止)
- ③ 令和8年度は2・3年生だけで活動 …合同チームや個人戦で大会参加可能  
(この年度の1年生の入部は認めない)
- ④ 令和9年度は3年生だけで夏までの活動とし、その後廃部とする。(合同チームや個人戦で大会参加可能)  
※ この規程は、令和2年5月1日から運用する。

#### 1.4 中体連大会への参加特例について

- (1) 地域の社会体育活動等に参加している生徒及び保護者から、本校に部活動がない種目での中体連の大会参加の要望があった場合、検討の上、支障のない範囲で特例として認めることがある。
- (2) 大会参加については以下のことを検討した上で認めることとする。
  - ①参加資格を満たしているか
  - ②本校の代表としてふさわしいか
  - ③職員の引率が可能か
- (3) 県中体連から参加を認められたクラブチームに在籍している生徒の中体連主催の大会への参加を認める。ただし学校運動部活動とクラブチームの両方に所属している生徒は指定された期日までにどちらの選手として参加をするかを明らかにしなければならない。

#### 1.5 キャプテン会について

生徒主体の部活動運営を目的として、毎月月末の昼休みにキャプテン会を実施する。毎月の振り返りシートや部活動掲示板の記入、掲示を行い、各部での取り組みを周知、啓発する。

#### 1.6 その他

- (1) 運動部加入者は、曾於地区中学校体育連盟に加入し、スポーツ傷害保険に加入することを原則とする。
- (2) 顧問や副顧問がない場合の練習は基本的にできないが、他の職員の監督があれば活動を認める場合もある。
- (3) 練習中に昼食等が必要なときは、学校を抜けて買い出しに行かないようにする。また、部活動の行き帰りに買い食い等がないようにする。
- (4) 補食は休日練習や対外試合等では顧問の判断で認めるが、平日の活動時は原則禁止とする。
- (5) 部活動中および、行き帰りに関しては、制服もしくは部活動で認められた服装とする。ただし、各部活、公式戦のユニフォームで認められているものに関しては使用可とする。
- (6) 検討しなければならない事項が生じた場合は、部活動顧問会・職員会議で検討しその方向性を決めていく。